

香取市第 3 次障害者基本計画

- ・ 第 6 期障害福祉計画
 - ・ 第 2 期障害児福祉計画
- (素案)

令和 3 年 3 月
香取市

目 次

〈総論〉

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 障害者施策の動向.....	3

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと法的根拠.....	4
第2節 計画の策定方法.....	5
第3節 計画の推進体制.....	6

第3章 障害者を取り巻く現況と調査結果の概要

第1節 香取市の概況.....	8
第2節 当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施.....	15

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針.....	16
第2節 基本目標及び施策の体系.....	17

〈各論Ⅰ〉 障害者基本計画

基本目標1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進.....	22
基本目標2 保健・医療の充実.....	26
基本目標3 療育・教育体制の充実.....	29
基本目標4 雇用・就労の促進.....	32
基本目標5 生活支援サービスの充実.....	34
基本目標6 生活環境の整備・充実.....	37
基本目標7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進.....	40

〈各論Ⅱ〉 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 基本指針に定める成果目標

第1節 成果目標の設定.....	44
------------------	----

第2章 障害福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障害福祉サービスの実績と見込み	51
---------------------------	----

第3章 障害児福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障害児福祉サービスの実績と見込み	61
----------------------------	----

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1節 必須事業	65
第2節 その他の事業.....	72

〈資料〉

第1章 審議・会議等に係る資料

〈総論〉

第1章 計画の策定にあたって	2p
第2章 計画策定の基本事項	4p
第3章 障害者を取り巻く現況と調査結果の概要	8p
第4章 基本理念及び施策の展開.....	16p

「障害者」の定義について

本市では、「障害者」の区分・定義については、障害者基本法及び障害者総合支援法並びに関連法令等通知に基づくものとしています。

従って、本計画における障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲は、『身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害を含む）並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障害児』とします。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

これまで本市では、計画期間を1期6年とする「障害者基本計画」と、3年毎に策定している「障害福祉計画」があり、計画的な障害者施策の推進を行ってきました。

この間、わが国の障害者政策は大きな転換期を迎えており、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

それに続いて、同年6月に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました（平成28年4月施行）。

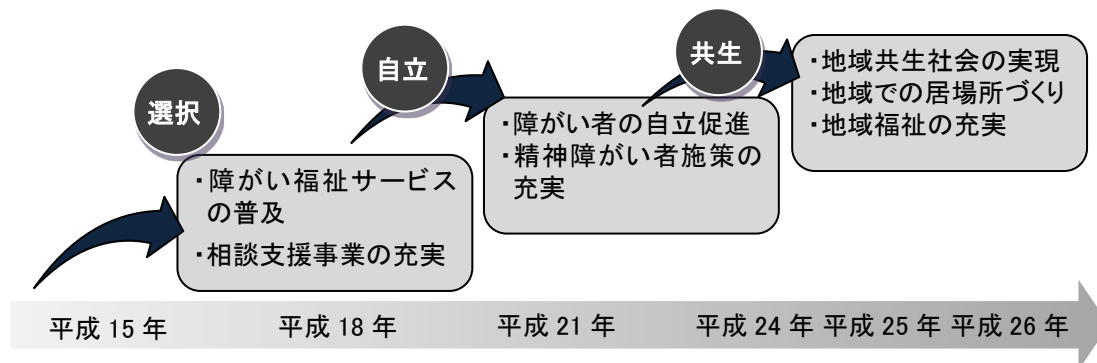
この障害者差別解消法の成立により国内法の必要な整備がなされたことから、同年12月に障害者権利条約が国会承認され、平成26年1月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

また、一億総活躍社会、地域共生社会の実現に向けた取組も進み始め、障害者福祉分野においても、平成30年度からの改正障害者総合支援法を中心に、より一層、取組の推進が必要となります。

このような状況の変化に合わせ、本市では令和2年度に、現行の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえて、「第3次障害者基本計画」の改訂、及び「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定します。

なお、策定にあたっては「障害者基本計画」の計画期間を見直し、「障害福祉計画」と新たな「障害児福祉計画」を一体的に運用します。

■ 近年の障害者政策の動向



第2節 障害者施策の動向

(1) 我が国の政策動向

① 地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省は、平成27年9月に、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、新しい地域包括支援体制の確立を核とした共生型の地域社会を目指すこととしています。

この考え方は、「ニッポン一億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」にも関連するものです。

そのため、「共生社会」を従来の「地域包括ケアシステム」に発展させたものとして改めて位置づけ、「誰もが差別なく住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会」の構築を目指す必要があります。

② 障害者施策動向

近年、我が国における障害者施策は、平成26年の「障害者権利条約」の批准を契機として、法制度や施策が大きく変化しています。

■ 障害者施策に関する法制度の動向

平成24年	・「障害者虐待防止法」施行
平成25年	・「障害者優先調達推進法」施行
	・「障害者総合支援法」一部施行
	・「障害者差別解消法」制定
平成26年	・改正「障害者雇用推進法」制定
	・第3次「障害者基本計画」策定
	・「障害者権利条約」批准
平成27年	・改正「精神障害者保健福祉法」施行
	・「障害者総合支援法」全面施行
平成28年	・総合支援法及び児童福祉法改正案公布
平成29年	・改正「障害者雇用推進法」施行
	・「障害者差別解消法」施行
平成30年	・「発達障害者支援法」改正
平成31年	・「障害者総合支援法」一部施行
	・「障害者差別解消法」一部施行
	・「児童福祉法」一部施行

POINT 「障害者総合支援法」

- ・特定疾患者への支援対象拡大
- ・地域生活支援事業の強化
- ・障害支援区分の創設
- ・重度訪問介護の対象拡大

POINT 「障害者権利条約」

- ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定。

POINT 「障害者差別解消法」

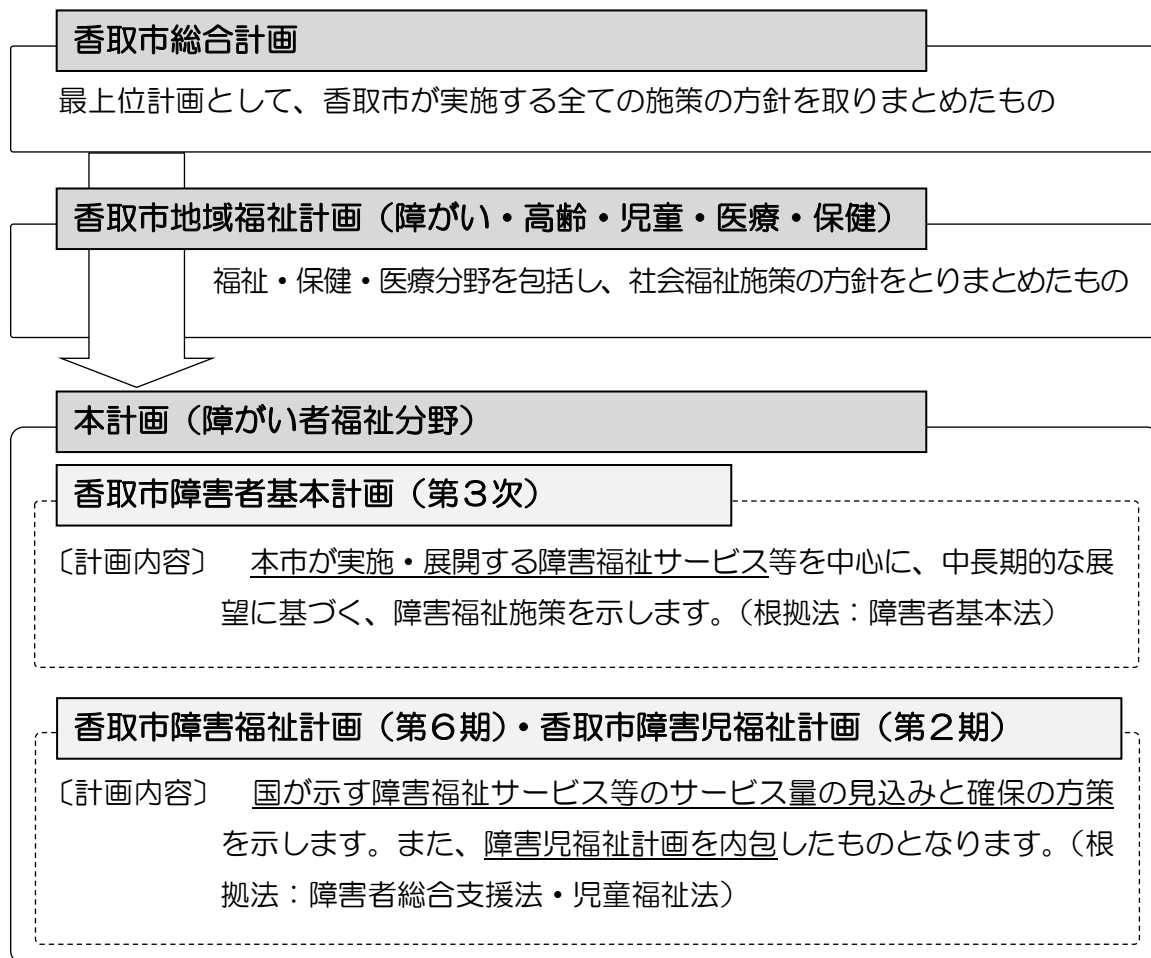
- ・社会的障壁の除去に対する公共機関の合理的配慮の義務化。
- ・国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針や対応要領を作成し、また相談及び紛争の防止等のための整備、啓発活動等の差別解消のための支援措置が定められる。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置づけと法的根拠

① 上位計画及び関連計画との整合性

計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次のとおりとなります。



② 計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合振興計画	第 1 次			第 2 次(令和 9 年度末まで)					
地域福祉計画	第 1 期			第 2 期					
障害者基本計画	第 2 次			第 3 次					
障害福祉計画	第 4 期			第 5 期			第 6 期		
障害児福祉計画	—			第 1 期			第 2 期		

第2節 計画の策定方法

① 策定の体制

庁内において関係各課との障害者施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、社会福祉課においては現行計画における事業等の実績状況を調査しました。また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

▶ 香取市地域自立支援協議会（素案の審議）

学識経験のある者、障害者の保健福祉事業または活動に携わる者で構成することとし、3回の委員会を開催しました。なお、令和2年度の開催については、コロナウイルス感染症対策のため、書面協議での実施としました。

▶ 庁内関係部門との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連性のある庁内部門と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障害者施策の検討等を行いました。

② 市民意見・当事者意見の把握

ヒアリング及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

第3節 計画の推進体制

(1) 計画の評価・見直し

① 計画における PDCA サイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらは PDCA サイクルに沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

そのため、作成した計画については、定期的に進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応を検討します。本市では香取市地域自立支援協議会が、その審議の場となります。

② 点検・評価結果の反映

香取市地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

特にサービス見込み量の数的目標値を設定する障害福祉計画においては、障害福祉サービス・障害児福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。

○ PDCA サイクルのプロセスは、次のとおりとします。

- ・毎年1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

○ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画においては、これらの PDCA サイクルのプロセスを念頭に置き、計画作成の段階において、国の基本指針に即しつつ地域の実情に応じて目標設定をします。

(2) 計画の推進体制の確保

① 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

② 香取市地域自立支援協議会との連携

本市では、香取市地域自立支援協議会を設置しています。

自立支援協議会は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設け、事業の円滑な推進を図ることを目的としており、本計画における障害福祉サービスによる取組を推進するにあたっては、協議会からの意見・提言等を踏まえ、事業を実施します。

③ 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・事業者に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、「障害」の理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

④ サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。

なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援の在り方について、さらに検討を進めます。

第3章 障害者を取り巻く現況と調査結果の概要

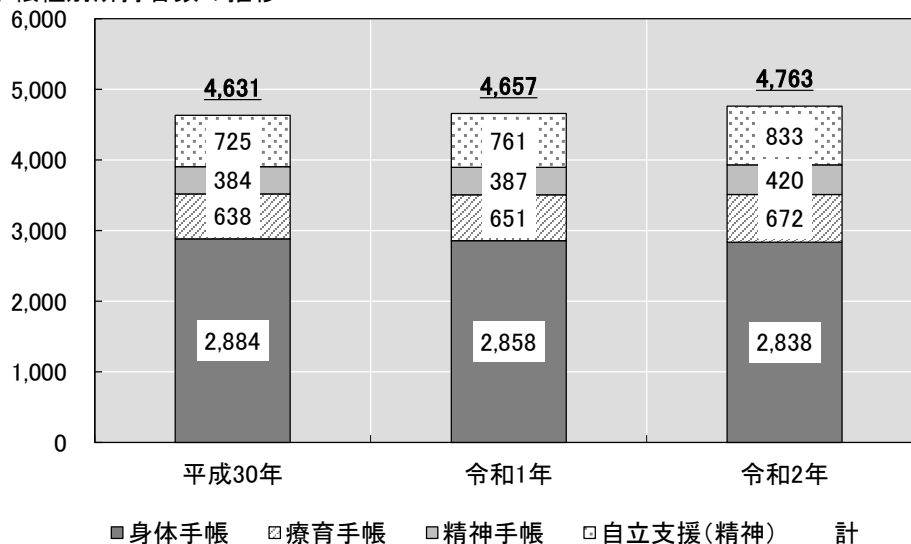
第1節 香取市の概況

(1) 障害者に係る統計

① 全体の状況

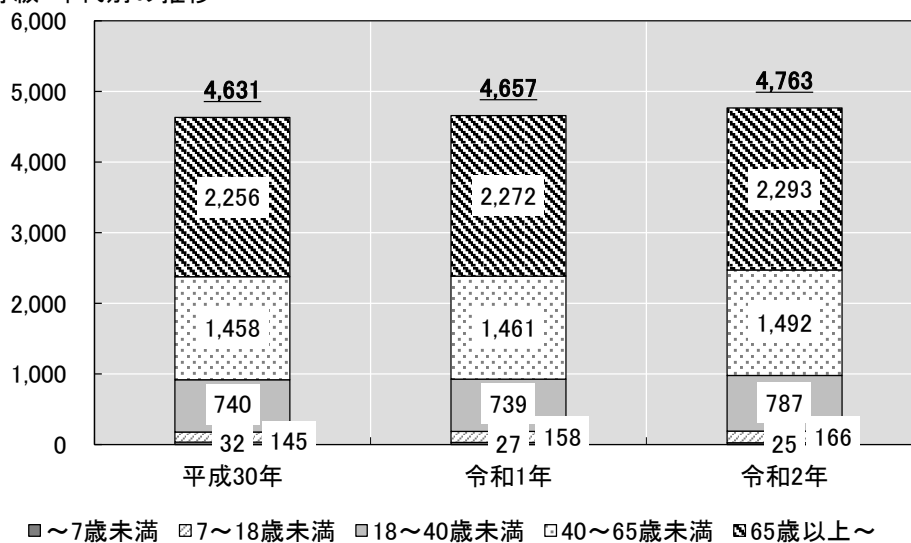
本市における手帳所持者は身体手帳所持者を除き、全体的に緩やかな増加傾向にあり、年齢別では7歳未満を除いて増加傾向にあります。

図表-1 手帳種別所持者数の推移



出典: 香取市(各年3月31日)

図表-2 等級・年代別の推移

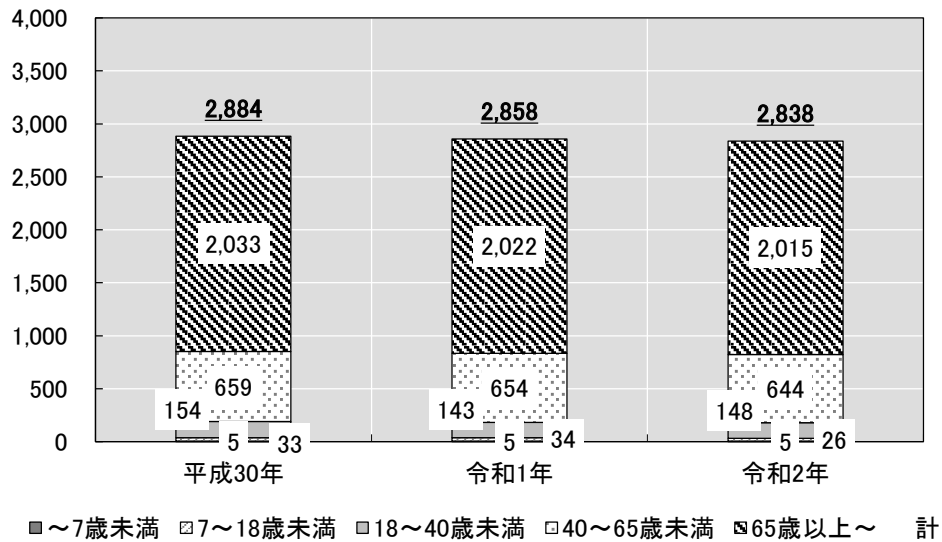


出典: 香取市(各年3月31日)

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、令和2年の等級・年代別をみると、年齢では全体的に高齢者の所持者が多く、等級では1級・4級の所持が多くなっています。

図表-3 手帳所持者数の推移



出典：香取市（各年3月31日）

図表-4 令和2年の等級・年代別の推移

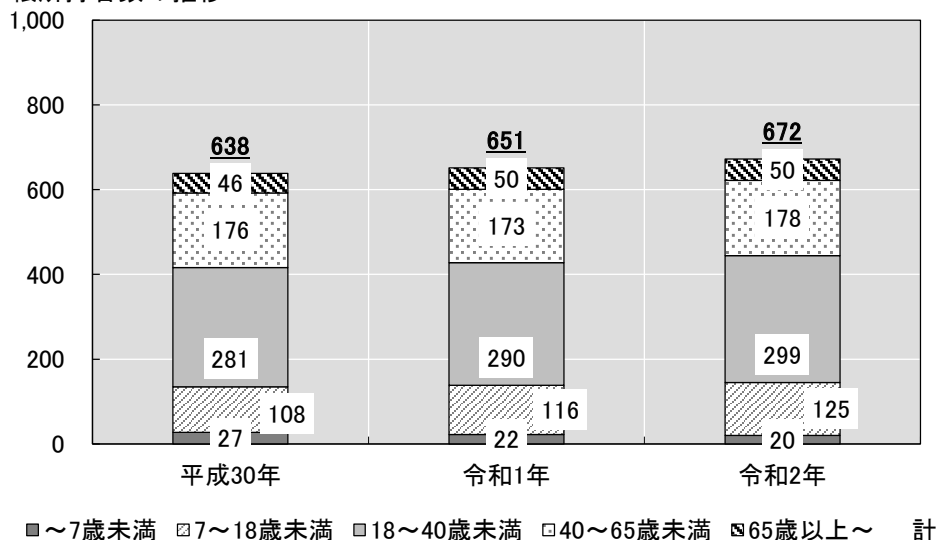
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
～7歳未満	4	1	0	0	0	0	5
7～18歳未満	14	5	3	2	1	1	26
18～40歳未満	67	15	16	28	16	6	148
40～65歳未満	235	112	84	132	48	33	644
65歳以上～	657	312	309	503	119	115	2,015
計	977	445	412	665	184	155	2,838

出典：香取市（令和2年3月31日）

③ 療育手帳所持者

療育手帳所持者は全体的に増加傾向にあり、年齢別では7歳未満を除いて増加傾向にあります。また、令和2年の等級・年代別では、等級はB-1・B-2、年齢では18～40歳未満での所持が多くなっています。

図表-5 手帳所持者数の推移



出典：香取市（各年3月31日）

図表-6 令和2年の等級・年代別の推移

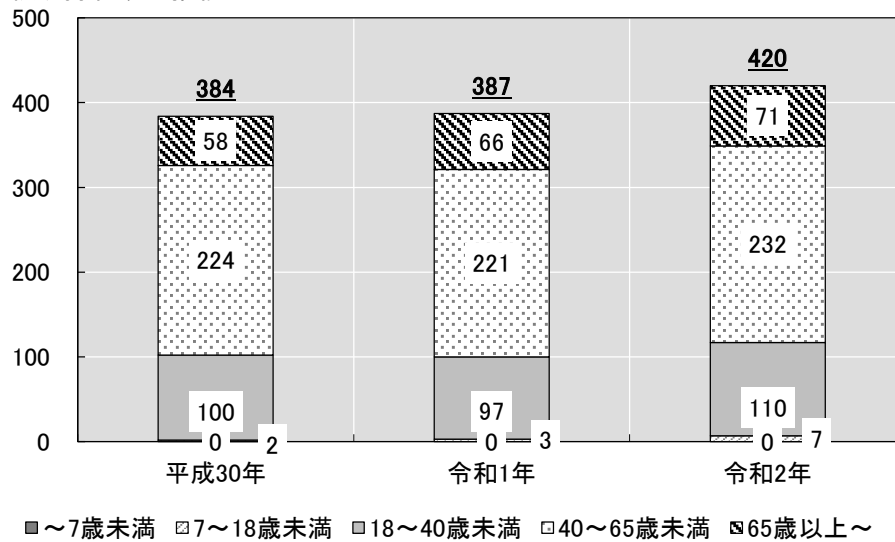
	①	A-1	A-2	B-1	B-2	計
～7歳未満	0	1	0	13	6	20
7～18歳未満	15	26	0	28	56	125
18～40歳未満	51	61	4	76	107	299
40～65歳未満	30	55	3	53	37	178
65歳以上～	6	27	0	13	4	50
計	102	170	7	183	210	672

出典：香取市（令和2年3月31日）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。また、令和2年の等級・年代別では、等級は2級、年齢では40～65歳未満での所持が多くなっています。

図表-7 手帳所持者数の推移



出典：香取市(各年3月31日)

図表-8 令和2年の等級・年代別の推移

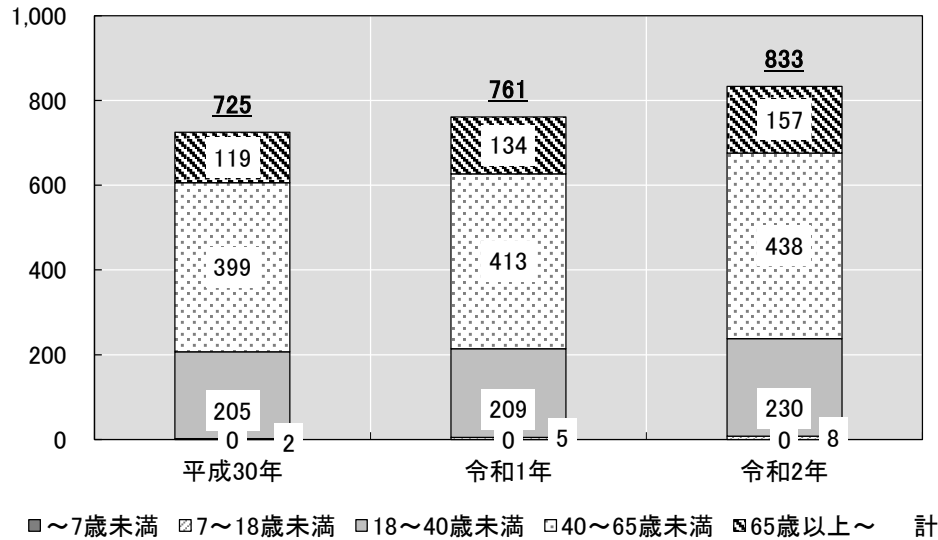
	1級	2級	3級	計
～7歳未満	0	0	0	0
7～18歳未満	1	5	1	7
18～40歳未満	9	62	39	110
40～65歳未満	22	155	55	232
65歳以上～	25	37	9	71
計	57	259	104	420

出典：香取市(令和2年3月31日)

⑤ 自立支援医療（精神）受給者証所持者

自立支援医療（精神）受給者証所持者は全体的に増加傾向にあります。

図表-9 受給者証所持者の推移



出典：香取市（各年3月31日）

(2) 第5期障害福祉計画の進捗状況

第5期障害福祉計画における障害福祉の充実のための成果目標に対する実績は以下の通りです。なお、障害福祉サービスの実績については、各論Ⅱに掲載しています。

① 福祉施設から地域生活への移行促進

項目	目標	実績
平成28年度末時点の施設入所者数(A)	89人	88
【目標】地域生活移行者の増加	8人	1
	9.0%	1.1%
令和2年度末時点の施設入所者数(B)	87人	87人
【目標】施設入所者の削減(B-A)	2人	±0人
	2.2%	

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1(広域的な拠点の設置)	1

③ 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	1(広域的な拠点の設置)	1(広域的な拠点の設置)

④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	実績
平成28年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(A)	5人	3人
【目標】令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(B)	5人	0人
	1.6倍	0人
平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数(C)	22人	20人

第3章 障害者を取り巻く現況と調査結果の概要

第1節 香取市の概況

項目	目標	実績
【目標】令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数(D)	27人	20人
	1.2倍	
平成28年度末の就労移行支援事業所数(E)	1箇所	1箇所
令和2年度末の就労移行率が3割以上の事業所数(F)	1箇所	0箇所
	10人	0人
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80.0%	90%

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	1箇所(設置済み)	1箇所
療育センターの設置	1箇所	0箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所(構築済み)	1箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	0箇所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	平成30年度末までに設置	0箇所

第2節 当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施

策定期間中、当事者団体・事業所において、ヒアリングを実施しました。実施にあたっては、香取市地域自立支援協議会所属委員（団体）を含む、23 団体にご協力を頂きました。

	名称	実施区分
1	香取市身体障害者福祉会	書面
2	香取市手をつなぐ親の会	ヒアリング
3	精神障害者家族会かとり会	ヒアリング
4	香取郡市ろうあ協会	ヒアリング
5	香取市自閉症協会	ヒアリング
6	佐原聖家族園	書面
7	大利根旭出福祉園	書面
8	多機能型事業所 いずみの家	書面
9	香取自立支援相談センター	書面
10	児童発達支援センターコスモスの花	書面
11	香取就業センター	書面
12	地域生活支援センターサザンカの里	書面
13	中核地域生活支援センター 香取CCC	書面
14	本多病院	書面
15	千葉県立香取特別支援学校	書面
16	佐原公共職業安定所	書面
17	香取市社会福祉協議会	書面
18	香取健康福祉センター地域保健福祉課	書面
19	香取市教育部学校教育課	書面
20	障害者就労支援事業所よつ葉	書面
21	障害者支援センタールートデザイン	書面
22	スペースいりす	書面
23	香取障害者支援センター	書面

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本市では、障害のある人もない人も同様に社会を構成する一員として、ともに生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の理念のもとに計画を推進しています。

本計画では、この基本理念や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行などを踏まえ、障害のある人もない人も互いを理解し、支え合って生きていくことができるよう、本計画における基本理念を以下の通りとします。

〔基本理念〕

障害のある人もない人も

ともに支えあって暮らせるまち 香取

また、障害のある人が社会で、自分らしい生活を自らの意思で選択・決定し、自分の役割を見つけ、誇りを持ってその役割を果たすことのできるような社会を実現するために、基本理念に基づき、以下の3点を施策全体に共通する視点として設定します。

○すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づく社会づくり

○必要な支援を的確に受けることができる社会づくり

○地域で支え合い、共生することができる社会づくり

第2節 基本目標及び施策の体系

(1) 基本目標の設定

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、分野別に以下の7つの柱を掲げます。

なお、障害福祉計画の該当内容については、基本目標の施策・事業展開とし、「障害福祉サービス」及び「障害児福祉サービス」「地域生活支援事業」等の事業量の見込みと確保の方策を別途掲載します。

基本目標 1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進

市民に対し、人権啓発や人権教育などを推進することにより、障害のある人の人権尊重に対する理解と協力を促進し、福祉の意識を高めるとともに、障害のある人の権利擁護に努めます。また、さまざまな地域の主体と連携し、障害のある人及び地域住民の積極的な地域活動への参加を促し、地域福祉活動を促進します。

基本目標 2 保健・医療の充実

障害の原因となる疾病、感染症などの予防、早期発見、早期療育、治療体制の充実に努めるとともに、難病患者への支援や精神保健福祉、リハビリテーション支援、医療的ケア体制や緊急時の医療体制の整備に取り組みます。

基本目標 3 療育・教育体制の充実

障害のある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備に努めるとともに、学校と家庭での豊かな生活を送るため、福祉、教育など関係機関が連携し適切な支援に努めます。

基本目標 4 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努めます。

基本目標 5 生活支援サービスの充実

日常生活を支える各種福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などのニーズに応じた社会資源の整備に努めるとともに、障害特性に配慮し、相談窓口の整備に向けた取り組みを強化します。

基本目標 6 生活環境の整備・充実

障害のある人が地域で快適、安全に暮らすことができるよう、公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、移送サービスの充実を図ります。

また、災害時に障害のある人が安全に避難することができるよう、災害時の支援体制の充実に努めます。さらに、障害のある人が犯罪に巻き込まれず、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の防犯体制の充実に努めます。

基本目標 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進

障害のある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

また、障害のある人の活動母体である障害者団体を育成し、さまざまな社会参加への促進が図れるよう支援します。

(2) 施策の展開と体系

理念	共通する視点	基本目標	施策の方向
障害のある人もない人もともに支えあって暮らせるまち 香取	○すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づく社会づくり ○必要な支援を的確に受けることができる社会づくり ○地域で支え合い、共生することができると社会づくり	1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進	1 啓発活動の充実 2 権利擁護の推進 3 福祉教育の推進 4 体験・交流の推進 5 地域福祉の推進
		2 保健・医療の充実	1 乳幼児期の保健・療育の充実 2 医療、医学的なりハビリテーションの充実 3 心と体の健康づくりの推進
		3 療育・教育体制の充実	1 就学前保育・教育などの充実 2 特別支援教育体制の充実 3 特別支援教育の推進
		4 雇用・就労の促進	1 一般就労の促進及び定着 2 福祉的就労の場の拡大
		5 生活支援サービスの充実	1 在宅生活及び日中活動への支援の充実 2 居住の場への支援の充実 3 相談支援体制及びネットワークの充実 4 コミュニケーション支援・情報提供支援の推進
		6 生活環境の整備・充実	1 障害のある人にやさしい公共空間の確保 2 移動手段の確保 3 住宅環境の整備 4 生活安全の確保
		7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進	1 スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進 2 生涯学習の推進 3 家族及び障害者団体への支援の推進 4 社会活動への参加の促進

(3) 障害福祉計画の取り扱い

別途、障害福祉計画として定める事項は次のとおりとなります。

① 「成果指標」及び「活動指標」

成果指標は、国・県が定める数量目標に基づく内容を記載し、活動指標は、本市のサービスに基づくサービス量と確保の方策を記載します。

主な成果指標を次のとおりとなります。

- 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等
- 成果目標6 相談支援体制の充実・強化等
- 成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

② 施策・事業の体系

施策体系としては、「障害福祉サービス」及び「障害児福祉サービス」「地域生活支援事業」等に分別され、サービスの概要について整理します。

主に「活動指標」に該当するサービスで構成されます。

1. 障害福祉サービス・障害児福祉サービス

障害者自立支援法にもとづく障害福祉サービス・障害児福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」に区分されますが、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、全ての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。今後のニーズに基づき、新たな事業の実施についても検討していくこととします。

〈各論Ⅰ〉 障害者基本計画

- 1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進…22p
- 2 保健・医療の充実……………26p
- 3 療育・教育体制の充実……………29p
- 4 雇用・就労の促進……………32p
- 5 生活支援サービスの充実……………34p
- 6 生活環境の整備・充実……………37p
- 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進……………40p

基本目標 1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進

【施策の課題】

- ▶ 障害のある人への理解の一層の浸透と行動・実践への促進が求められています。
- ▶ 障害のある人が地域で自立し、尊厳を持って生活できる仕組みが求められています。
- ▶ あらゆる世代に向けた、福祉教育の充実と交流の促進が求められています。
- ▶ 障害のある人を地域で支え合う仕組みの充実が求められています。

施策1 啓発活動の充実

概要	障害特性に対する市民の理解促進と、障害のある人に対する差別撤廃を図るために、関係機関・団体などと連携して広報活動の充実を図るとともに、啓発イベントや講演会・フォーラムの開催など各種事業を展開します。		
施策	施策名	概要	担当課
	各種媒体による啓発活動の推進	「広報かとり」や各種パンフレットなどの刊行物の配布のほか、障害福祉に関する制度案内や、手話講習会や講演会の開催案内など、障害に対する理解を深める情報を提供します。	社会福祉課
	社会福祉協議会による広報活動の促進	香取市社会福祉協議会が発行する「社協だより」や各種パンフレット、さらには、ホームページなどを活用し、障害者福祉について積極的に広報していくことで、情報提供や技術的な面から支援をし、活動促進に努めます。	社会福祉課
	障害者団体・NPO等による広報活動の支援	NPOや市民ボランティア、障害のある人などが発行する機関紙やホームページなどを活用した障害者福祉についての広報活動を、情報提供や技術的な面から支援をしていきます。	社会福祉課
	「障害者週間」等の周知	自治会、事業者、当事者団体などの協力を得て、「障害者週間」、「障害者雇用月間」などにおけるイベントなどを積極的にPRし、市民意識の向上を図ります。	社会福祉課
	「障害者差別解消支援地域協議会」設置に向けた検討	地域における障害者差別に関する相談などについて情報を共有し、効果的かつ円滑に障害者差別を解消するための取り組みを行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向けた検討を行います。	社会福祉課

施策 2 権利擁護の推進

概要	国・県と連携しながら虐待防止の啓発を強化し、職場・学校などでの差別や虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を図ります。また、県・社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度利用支援事業などを引き続き実施します。		
施策	施策名	概要	担当課
	成年後見制度及び成年後見制度法人後見支援事業の活用促進	地域生活支援事業での「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」を通じて、権利擁護の市民団体などとも連携しながら制度の周知や利用を促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
	日常生活自立支援事業の活用促進	「日常生活自立支援事業」の利用を促進し、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助を行います。	社会福祉課
	サービス実施の際の権利擁護	福祉施設・学校・医療機関などでの権利侵害の未然防止を図るため、第三者評価の実施を促進します。また、福祉サービスなどに関する苦情については、千葉県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。	社会福祉課
	虐待等の防止ネットワークの強化	地域自立支援協議会を中心に、家庭・地域での虐待や金銭詐欺などを防止するネットワークの強化に努めます。	社会福祉課
	虐待防止体制の整備	障害者虐待防止法に基づき、相談支援事業所が「虐待防止センター」の役割を担い、通報窓口や相談などの機能を果たします。学校、事業所、医療機関、相談支援事業所、民生委員・児童委員、主任児童委員など、広く関係機関と連携し、虐待の予防及び早期発見、適切かつ迅速な対応を行います。	社会福祉課

施策3 福祉教育の推進

概要	学校をはじめ幼稚園、保育所(園)、こども園、社会福祉協議会、医療機関、福祉施設などが連携しながら、市民や行政などが一体となり、生涯にわたる福祉教育を推進します。 また、関係機関・団体等の協力の下、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に努め、福祉に対する理解の促進を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	教育・保育機関での交流行事・イベントの充実	学校や幼稚園、保育所(園)、こども園などの各種行事や「道徳の時間」、「総合的な学習の時間」などを活用し、障害のある人が抱える社会的な課題や障害者福祉の理念、制度などの理解を深める福祉教育を推進します。	社会福祉課
	地域における福祉教育の推進	講演や研修、社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象として、障害者福祉について理解を深める機会の拡充を図ります。さらに、地域の医療機関による障害者福祉関連の公開講座などの実施と利用促進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会 生涯学習課
	保健・医療・福祉分野を目指す生徒への進路指導・相談の充実	保健・医療・福祉分野での活躍を目指す子どもたちのため、進路指導・相談の充実を図ります。	社会福祉課
	地域における福祉教育の推進	生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象として、障害者福祉について学習する機会の拡充を図ります。さらに、地域の医療機関による障害者福祉関連の公開講座などの実施と利用促進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会 生涯学習課
	教育・保育機関での交流行事・イベントの充実	学校や幼稚園、保育所(園)、こども園などの各種行事や「道徳の時間」、「総合的な学習の時間」などを活用し、障害のある人が抱える社会的な課題や障害者福祉の理念、制度などの理解を深める福祉教育を推進します。	子育て支援課

施策 4 体験・交流の推進

概要	障害や障害のある人に対する理解を広めるためには、障害のある人となない人とが交流し、ふれあう機会を拡大していくことが重要です。各種講座の実施やイベントなどを通し、あらゆる世代に向けて、障害に対する正しい知識の普及や理解の促進に取り組みます。		
施策	施策名	概要	担当課
	交流行事・イベントの支援	市内で行われる各種行事・イベントなどに、だれもが参加し、楽しめる企画立案と実施に努めます。また、障害のある人を対象とした行事・イベントへの市民参加を促進します。	社会福祉課 生涯学習課
	セルフショップでの交流の促進	福祉作業所のセルフショップなどへの支援に努め、市民と障害のある人との交流を促進します。	社会福祉課

施策 5 地域福祉の推進

概要	社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、ボランティア養成講座などを通じて、市民ボランティア活動への参加を促進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	見守りネットワーク事業の推進	一人暮らしの障害のある人や高齢者など支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう、自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、民間業者、行政などが協働して、要援護者の見守りを推進します。	社会福祉課
	NPOへの支援	障害のある人の支援に携わるNPOへの情報提供や活動支援に努めます。	社会福祉課
	障害者支援ボランティアの育成と活動支援	ボランティア養成講座などの展開により、障害のある人の生活を支援するボランティアやボランティアコーディネーターの育成を促進します。また、自治会、女性団体、高齢者クラブなど地域活動を担う団体の育成・支援に努めます。	社会福祉協議会

基本目標 2 保健・医療の充実

【施策の課題】

- ▶ 乳幼児期からの障害の早期発見と早期対応が求められています。
- ▶ 障害の特性に対応した医療体制の充実や医療を受けるための経済的負担の軽減が求められています。
- ▶ 障害や疾病の重症化・合併症の予防の充実が求められています。

施策 1 乳幼児期の保健・療育の充実

概要	子育て世代包括支援センターと連携しながら、育児環境の変化に対応した育児相談や乳幼児の健康診査など母子保健施策を推進します。障害の発生予防と早期発見のため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び保健指導などの充実を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	乳幼児相談・指導の充実	発育の遅れや障害などの心配がある子どもたちへの療育・指導の充実を図ります。また、保護者に対して、育て方などについて適切な相談や指導に努めます。	社会福祉課 健康づくり課
	ライフサポートファイルの活用	入学した時や福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、児童の特徴や歩みをはじめから説明しなければならない保護者の負担を軽減し、情報を正確に引き継ぐ資料として、ライフサポートファイル「つながり」を活用することにより、円滑な療育相談と関係機関の連携を行います。	社会福祉課 健康づくり課
	母子保健事業の推進	母子の心身の健康保持のため、ママパパ教室、ことばの教室など、各種母子保健事業を推進します。また、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業を推進し、発育の遅れや障害などの予防、早期発見、早期対応を図ります。	健康づくり課

施策 2 医療、医学的なりハビリテーションの充実

概要	市民が身近な環境で、気軽に医療サービスを受けられるよう、中核となる県立佐原病院及び香取おみがわ医療センターと香取郡市医師会、市内医療機関が連携し医療サービスの充実を図ります。また、関係機関と協力しながら、障害の予防医療の充実や、障害のある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。さらに、リハビリテーションの充実を図るとともに、医療費については障害のある人が安心して医療を受けることができるよう経済的に支援します。		
	施策名	概要	担当課
施策	難病保健医療相談・情報提供の充実	県や関係機関と連携・協力し、難病患者に対し、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。	社会福祉課
	高次脳機能障害者への支援	自動車事故や脳血管障害、外傷性脳挫傷などの原因で、脳が損傷された高次脳機能障害のある人については、千葉リハビリテーションセンターと連携し、相談支援をはじめ各種支援策の促進に努めます。	社会福祉課
	経済的負担の軽減	障害の軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「自立支援医療」や「重度心身障害者(児)医療費助成」などの適切な利用を促進します。	社会福祉課
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の推進	小児慢性特定疾患児に特殊寝台などの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	社会福祉課
	公立病院の充実	香取おみがわ医療センターの医療機能の向上と経営の健全化に取り組むとともに、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供します。	健康づくり課
	医療サービスの充実	市民が身近なところで安心して医療を受けられるよう、電話相談や医療マップなどの配布により、地域医療を担う「かかりつけ医」の周知を図ります。	健康づくり課
	周産期医療・小児医療の充実	小児救急医療や療育体制について、関係市町などと連携しながら、香取海匠地域における広域連携システムの構築に取り組めます。	健康づくり課
	救急医療体制の充実	休日や夜間における小児救急医療などの地域住民の急病患者の医療の確保を図ります。	健康づくり課

施策 3 心と体の健康づくりの推進

概要	市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障害の予防、心身機能の維持・増進・回復を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	精神保健相談体制の充実	相談機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、相談体制を強化し、精神障害のある人及び家族に対する相談援助体制の充実を図ります。	社会福祉課
	ひきこもりの人への相談支援	関係団体・機関と連携し、ひきこもりの状態にある人やその家族への相談支援を充実させ、より適切な支援につなげます。	社会福祉課
	疾病や障害の予防対策の推進	疾病や障害の予防を図るため、各種健(検)診や健康教育、相談、家庭訪問など、保健事業を推進します。	健康づくり課
	健康づくりの推進	市民一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。	健康づくり課
	各種機能訓練の充実	心身機能の維持・増進・回復を図るため、日常生活動作訓練やレクリエーションなどの機能訓練を推進します。また、介護施設などとの連携を図るとともに、喀痰＊吸引などの業務の人材育成に努めます。	健康づくり課
	メンタルヘルス対策の展開	うつや閉じこもり予防、自殺防止など、メンタルヘルス対策の推進を図るため、講座・教室の開催や家庭訪問などを実施します。	健康づくり課

基本目標 3 療育・教育体制の充実

【施策の課題】

- ▶ 子どもの成長に合わせた切れ目のない適切な支援が求められています。
- ▶ 障害のある子どもの社会的な自立に向けた特別支援教育の充実が求められています。
- ▶ 発達障害等の専門診療を行うことができる医療機関の確保が求められています。

施策 1 就学前保育・教育などの充実

概要	就学前の障害児の教育については、障害の早期発見・早期療育により、心身のよりよい発達を促進することが可能なことから、「子育て世代包括支援センター」と連携しながら、保健・福祉・医療との密接な連携のもとに家庭教育の推進及び就学相談支援体制の整備を図ります。 また、発達障害等の専門診療を行うことができる医療機関の確保に努めていくほか、関係機関・団体等と連携し、支援体制の整備を図ります。		
	施策名	概要	担当課
施策	早期療育相談支援体制の充実	保護者など関係者に対する助言・指導などの早期療育相談支援の充実を図るとともに、発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成を促進します。	社会福祉課 子育て支援課
	療育パンフレットの充実	発達の遅れや障害のある子どもとその家族が、居住する地域において安心して自分らしく生活できるよう、相談窓口・療育支援機関などの情報をまとめた冊子の内容の充実を図ります。	社会福祉課
	児童発達支援センターの設置	障害のある子どもの療育や生活の自立に向け、児童発達支援センターとの連携強化を図ります。	社会福祉課 健康づくり課 子育て支援課 学校教育課
	障害児保育の充実	保育所（園）、こども園に通園する障害児の健全な成長を促進するため、保育所等訪問支援の活用を図り、保育士の障害児に対する理解を深め、障害児保育の充実を図ります。	子育て支援課 健康づくり課
	ライフサポートファイルの活用（再掲）	入学した時や福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、児童の特徴や歩みをはじめから説明しなければならない保護者の負担を軽減し、情報を正確に引き継ぐ資料としてライフサポートファイル「つながり」を活用することにより、円滑な療育支援と関係機関の連携を行います。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
	就学相談支援体制の充実	就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行うため、教育委員会、小中学校などと連携を図り、適正な就学相談及び各種相談を実施し、一層の充実を図ります。	健康づくり課

施策2 特別支援教育体制の充実

概要	広域の特別支援学校と地域の小中学校が連携しながら、特別支援教育の推進体制の充実を図ります。また、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの調和的な発達を支える指導が充実するよう、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学相談体制や特別支援教育体制を整備し、学習環境の推進に努めます。		
施策	施策名	概要	担当課
	障害のある子どもの放課後対策などの充実	放課後等デイサービスなどにおいて、障害のある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを推進します。	社会福祉課 子育て支援課
	特別支援教育の指導・相談・研修の実施	支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校・保護者に対して、専門家による具体的な指導助言や相談の実施、研修会の開催などを行います。	学校教育課
	通級指導教室による指導の充実	通級指導教室において、個別の教育支援計画と個別の指導計画のもと、指導・支援を行います	学校教育課
	特別支援教育コーディネーターの活動支援	保護者や関係機関への窓口となり、各学校で特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの活動を支援します。	学校教育課
	特別支援教育に関する校内委員会の充実	各校に設置された特別支援教育に関する校内委員会を、特別支援教育コーディネーターによる活動の活性化などを通じて、充実させていきます。	学校教育課
	特別支援教育巡回相談員の充実	支援を必要とする幼児や児童・生徒の学級担任などを専門的立場から支援する特別支援教育巡回員の充実を図ります。	学校教育課
	保護者及び家族支援の充実	相談支援の充実を図り、より丁寧な個別支援を通じて、家族支援の充実を目指します。また、保護者同士の交流の促進や家族会の支援を行います。	学校教育課
	合理的配慮の充実と基礎的環境整備の充実	一人ひとりの障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実に努めます。	学校教育課

施策 3 特別支援教育の推進

概要	学校をはじめ幼稚園、保育所(園)、こども園、社会福祉協議会、医療機関、福祉施設などが連携しながら、市民や行政などが一体となって、生涯にわたる福祉教育を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	教育・保育機関での交流行事・イベントの充実	学校や幼稚園、保育所(園)、こども園などの各種行事や「特別の教科道德」、「総合的な学習の時間」などを活用し、障害のある人が抱える社会的な課題や障害者福祉の理念、制度などの理解を深める福祉教育を推進します。	学校教育課
	保健・医療・福祉分野を目指す生徒への進路指導・相談の充実	保健・医療・福祉分野での活躍を目指す子どもたちのため、進路指導・相談の充実を図ります。	学校教育課
	学校における「いじめ防止」の推進	「香取市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を推進します。	学校教育課
	特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員の特別支援教育に対する専門性の向上に努めながら、一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。	学校教育課
	「個別の教育支援計画」等に基づく支援の推進	支援が必要な児童・生徒に対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉・医療及び地域社会などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を作成し、適切に引き継ぐことで、成長を多面的に支援します。	学校教育課
	適切な就学に向けた教育支援・相談の確保	保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学に向けた教育支援・相談の実施に努めます。	学校教育課
	学校の施設・設備の充実	学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材などの充実に努めます。	学校教育課
	進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、個々の障害の程度などに応じた多様な進路選択ができるよう、教育、労働、福祉、医療などの分野が連携を取りながら、進路指導の充実に努めます。	学校教育課

基本目標4 雇用・就労の促進

【施策の課題】

- ▶ 障害の特性やニーズに応じた就労機会の提供が求められています。
- ▶ 福祉的就労及び受注機会の拡大が求められています。

施策1 一般就労の促進及び定着

概要	障害のある人の雇用機会の拡大と定着を図るため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと協力し、障害のある人に職業の紹介や就職後の定着化を指導するとともに、関係機関などと連携して障害のある人の雇用促進及び定着を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	障害者雇用の促進	職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業、障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の雇用・労働施策を活用した障害者雇用を促進し、職場への定着を支援します。	社会福祉課
	職業能力の開発	障害のある人の職業能力の開発を促進するため、県立障害者高等技術専門校などと連携を図り、入学指導の推進を図ります。	社会福祉課
	就労移行支援事業の推進	一般企業での就労を希望する障害のある人の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う場である就労移行支援事業所の利用を支援するなど、就労移行支援事業を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を図ります。	社会福祉課
	学校教育における職場体験の充実	特別支援学校生徒の産業現場等における実習ほか、生徒の特性に応じた実習の受入れ先の拡充を図り、卒業後の自立に向けた取り組みを進めます。	社会福祉課
	市における障害者雇用の推進	香取市障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用及び障害者である職員の活躍の促進を図ります。	総務課

施策 2 福祉的就労の場の拡大

概要	各種福祉団体や事業所などの協力を得ながら、福祉的就労の拡大に努めます。		
施策	施策名	概要	担当課
	障害福祉サービス事業所などの充実	就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所などが、障害のある人の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃賃金収入の向上を図れるよう支援します。	社会福祉課
	障害者支援施設などからの優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、毎年、調達方針を策定します。また、市ホームページなどで障害者優先調達推進法の周知を図りながら、物品及び役務の調達を拡大します。	社会福祉課
	授産工賃確保の推進	就労機会の確保と工賃賃金の増加を図るため、福祉的就労の場における授産品の販路拡大を支援します。	社会福祉課

基本目標 5 生活支援サービスの充実

【施策の課題】

- ▶ 障害の特性やニーズに応じた地域での生活を支援するサービスの提供が求められています。
- ▶ 的確な支援につながる相談支援の充実が求められています

施策 1 在宅生活及び日中活動への支援の充実

概要	障害のある人の在宅生活及び日中活動を支援するため、障害者総合支援法に基づいた各種サービスの充実に努めます。		
施策	施策名	概要	担当課
	訪問系サービスの充実	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより以下の訪問系サービスを提供します。 【居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】	社会福祉課
	補装具・日常生活用具利用の促進	身体障害のある人や難病患者などの日常生活の円滑化を図るため、日常生活用具の給付や修理を行います。また、訪問や窓口相談を通じて、障害の特性に応じた用具の給付ができるよう検討を行います。	社会福祉課
	移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。	社会福祉課
	日中活動系サービスの充実	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより以下のサービスを提供します。【生活介護、療養介護、短期入所（ショートステイ）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター事業、日中一時支援】	社会福祉課
	地域共生型サービスの導入に向けた調査・研究	高齢で障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、以下の障害福祉サービスについて地域共生型サービスの導入に向けた調査・研究を行います。 【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所（ショートステイ）】	社会福祉課

施策 2 居住の場への支援の充実

概要	それぞれの障害支援区分や家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進し、障害者総合支援法に基づくグループホームなどの住まいの場の確保を推進します。		
施策	施策名	概要	担当課
	障害者総合支援法に基づく住まいの場の確保の支援	障害者総合支援法に基づくグループホームなど、障害のある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの利用を支援します。	社会福祉課
	グループホームなどの家賃助成	障害者総合支援法に基づき、グループホームに入居する障害のある人の経済的負担の軽減を図るため、家賃の一部を助成します。	社会福祉課

施策 3 相談支援体制及びネットワークの充実

概要	各部門が一層連携を強化しながら、障害のある人や家族、介助者などが抱えるさまざまな問題の解決に向け、助言や情報提供、他機関との調整などの総合的な相談体制づくりに努めていきます。また、障害のある人への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関などの連携を図る場として香取市地域自立支援協議会や事業所どうしのつながりの強化を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	市による相談の適切な実施	市社会福祉課の障害のある人への相談窓口としての機能を強化するとともに、庁内各部局や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めます。また、手話通訳者の活用、プライバシーに配慮した対応など、きめ細かな配慮に努めます。	社会福祉課
	相談機関の充実とネットワーク化の促進	さまざまな状況の障害のある人が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所では、体制の充実を促進するとともに、香取市地域自立支援協議会の開催などを通じて、ネットワーク化を図ります。	社会福祉課
	ケアマネジメントの人員の確保と質の向上	障害に対する理解や専門知識の向上など、相談支援専門員やホームヘルパーなどの資質向上を図ります。また、サービス等利用計画を作成する人材の適切な育成や支援を行うことにより、地域におけるケアマネジメント体制の充実を図ります。	社会福祉課
	相談支援におけるピアサポートの研究	関係機関と連携し、ピアサポート（ピアカウンセリング）を実施するピアサポーターの養成及び活動を推進します。	社会福祉課

施策 4 コミュニケーション支援・情報提供支援の推進

概要	地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援するFAX、パソコンなどの機器の貸与を行うとともに、重度の聴覚障害のある人に対して、必要に応じて手話通訳者の派遣を行います。		
施策	施策名	概要	担当課
	情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施	地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。	社会福祉課
	手話通訳者の活用促進と養成支援	手話通訳者の派遣を行い、行事・イベントなどでの活用を図るとともに、手話通訳者の養成支援に努めます。また、市に手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人の事務手続きなどの利便を図ります。	社会福祉課
	要約筆記者の活用促進	要約筆記者の派遣事業を実施するとともに、制度の周知・啓発を図ります。	社会福祉課
	障がいの状況に応じた情報提供の充実	広報紙をはじめとする行政情報について、音声化や音声コードの添付、漢字へのルビ振り、専門用語等への注釈づけなどを推進し、障害の特性に配慮した情報提供に努めます。また、視覚障害等の特性に配慮した情報・広報の受発信環境の改善に努めます。	社会福祉課
	福祉サービスの情報提供	障害者福祉施策の制度改正について、市広報や市ホームページなどを利用した情報提供に努めます。	社会福祉課
	ウェブアクセシビリティの向上	市ホームページ等で提供される情報を支障なく利用できる環境を確保するため、障害の特性などに配慮したホームページ等における情報アクセシビリティの向上に努めます。	秘書広報課

基本目標 6 生活環境の整備・充実

【施策の課題】

- ▶ 誰もが利用しやすい公共空間の整備が求められています。
- ▶ 気軽に利用できる移動手段の確保が求められています。
- ▶ 安心した生活に向けた住宅の整備への支援が求められています。
- ▶ 地域での助け合い・支え合いによる一人ひとりの安心・安全の確保が求められています。

施策 1 障害のある人にやさしい公共空間の確保

概要	障害のある人への配慮はもとより、障害の有無を問わず、子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して暮らすことができるよう、計画的なバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進	バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を促進するため、駅や商店などの民間公益施設についても、あらゆる機会をとらえて関係機関に要請していきます。	社会福祉課
	公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	公共建築物や道路、公園などの建設や整備にあたっては、千葉県条例及び香取市条例等に定める基準に基づき、障害のある人にやさしい公共空間づくりに配慮していきます。	財政課 都市整備課 土木課

施策 2 移動手段の確保

概要	公共交通機関の充実や交通安全対策の推進を図るとともに、各種外出支援サービスの充実に努めます。		
施策	施策名	概要	担当課
	各種外出支援サービスの充実	外出支援策については、障害のある人の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院等介助」、「同行援護」や地域生活支援事業の「移動支援」、その他の事業を重層的に提供していきます。	社会福祉課
	外出に関する経済的支援制度の活用促進	「鉄道・バス・タクシー等の運賃、有料道路通行料金」の割引制度に加え、外出に関する経済的支援制度として、福祉タクシー利用助成や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を実施します。	社会福祉課
	交通安全対策の推進	交通安全については、香取市条例等に定める基準に基づき、歩道やガードレール、点字ブロックなどの施設整備に努めます。	土木課
	公共交通機関の充実促進	鉄道や路線バス・高速バスなどの公共交通機関については、路線の確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを関係機関に要請していきます。	企画政策課

施策 3 住宅環境の整備

概要	住宅のバリアフリー化を促進するとともに、障害のある人が地域で継続的な生活ができるよう支援を行います。		
施策	施策名	概要	担当課
	住宅改造の促進	「日常生活用具給付事業による住宅改修」などの利用を促進し、民間住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を図っていきます。	社会福祉課
	居住サポート事業の実施	関係機関と連携し、障害のある人の住宅賃貸契約を支援する「居住サポート事業」の実施します。	社会福祉課
	公営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	公営住宅については、改修の際にバリアフリー、ユニバーサルデザインの適用に努めます。	都市整備課

施策4 生活安全の確保

概要	自力で避難することが困難な障害のある人に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めます。また、障害のある人が、避難所などにおいて障害の特性に配慮した支援を受け、避難生活が送れる環境整備に努めます。 新型コロナウイルス感染症の状況から避難所生活では、感染の可能性が高いことから、事前の情報収集を行い、市の指定避難所だけでなく、ホテルや旅館並びに親戚や友人宅への避難することも検討するよう啓発します。また、各種福祉施設でのショートステイにより感染リスクを少なくする(難を避ける)ことも検討するよう啓発します。また、自治会などによる地域防犯体制の確立に努めます。		
	施策名	概要	担当課
施策	地域との協働による見守り体制の構築	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、民生委員児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会、自治会などと連携し、地域ぐるみで見守りネットワークづくりを推進します。	社会福祉課
	福祉避難所の拡充	一般の避難所での生活が困難な障害のある人のため、福祉避難所の拡充に努めます。	社会福祉課
	災害時の障害者相談支援の実施	関係機関や各種団体と連携し、障害種別に応じた災害時の相談支援を実施します。	社会福祉課
	公共施設等における防災対策の推進	県と連携し、公共施設等において、障害のある人の特性に配慮した防災機器等や聴覚障害者用通信装置・情報受信装置、火災警報器、自動消火器など必要な日常生活用具の普及を図ります。	社会福祉課
	緊急通報システムの活用促進	緊急時の通報手段の確保を図るため、聴覚障害のある人用ファックスなどの緊急通報システムの活用を促進します。	社会福祉課
	地域防災体制の充実	市を中心に関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達、避難誘導及び救助体制の充実に努めます。防災拠点のバリアフリー化に努めます。	総務課 施設管理担当課
	避難行動要支援者避難支援計画の策定・推進	避難手段の確保や備蓄等の避難行動要支援者の自助、地域(近隣)の共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備に努めます。	総務課

基本目標 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進

【施策の課題】

- ▶ 障害の特性に応じた生涯学習・スポーツ活動の推進が求められています。
- ▶ 障害のある人の生活の充実に向けて、当事者団体の支援や社会参加の促進が求められています。

施策 1 スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

概要	障害の有無に関わらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進します。		
	施策名	概要	担当課
施策	スポーツ・レクリエーション活動の促進	障害のある人とともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントなどのサークル活動を促進し、運動やスポーツを通じた交流活動の推進を図ります。	生涯学習課 社会福祉協議会
	施設・設備などの整備・改善	障害のある人でも、無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができるよう、スポーツ施設の整備など環境づくりを進めます。	生涯学習課
	指導者・ボランティアの育成	障害のある人がいつでも、どこでもその特性に応じたスポーツ指導を受けられるよう、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターのボランティア登録の活用や、指導者講習会、研修会の充実及び指導者の養成・確保と地域への定着を図ります。	生涯学習課

施策2 生涯学習の推進

概要	障害のある人もない人も、ともに活発に活動できる生涯学習の推進を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	施設・設備などの整備・改善	障害のある人が地域における多様な学習機会に気軽に参加できるよう、障害のある人に配慮した学習施設・設備などの整備・改善に努めます。	生涯学習課
	学習活動への参加の促進	障害のある人の学習ニーズに応じた講座の開設などに努めるとともに、情報提供や技術支援などを通じて、民間における学習の場への障害のある人の参加を促進していきます。	生涯学習課 社会福祉課 社会福祉協議会
	成果発表の機会の提供	障害のある人の制作する文化作品などの発表機会の確保、字幕や音声ガイドによる案内サービスなどの充実に努めます。	生涯学習課

施策3 家族及び障害者団体への支援の推進

概要	障害のある人の団体の一層の活性化を図ります。		
施策	施策名	概要	担当課
	障害のある人、家族の支援及び団体の活性化	障害のある人やその家族が、その障害に対する学習や意見交換、情報提供を行うとともに、障害のある人の積極的な社会参加や交流を促進するため、各団体の活動支援を図ります。	社会福祉課
	各団体の相互交流の促進	当事者団体及び障害のある人を支援する各団体間の相互交流を促進し、活動の活性化に努めます。	社会福祉課
	ペアレントメンター制度の周知	県と連携し、ペアレントメンター制度を周知し、利用及びペアレントメンターの育成を促進します。	社会福祉課

施策4 社会活動への参加の促進

概要	障害のある人の社会活動への参加の促進に努めます。		
施策	施策名	概要	担当課
	市政への参画の促進	市で実施される各種施策・事業について、今後、可能な限り障害のある人の参画を促進します。特に、政策検討のある各種審議会や委員会などへの積極的な参画を図ります。	社会福祉課
	障害のある人の社会貢献活動の振興	障害のある人が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図るため、障害のある人自身が他の障害のある人を支援する「ピアサポート」活動などを支援していきます。	社会福祉課

〈各論Ⅱ〉 障害福祉計画

障害児福祉計画

第1章	基本指針に定める成果目標……………	44p
第2章	障害福祉サービスの見込みと確保の方策……………	51p
第3章	障害児福祉サービスの見込みと確保の方策……………	61p
第4章	地域生活支援事業の見込み……………	65p

第1章 基本指針に定める成果目標

第1節 成果目標の設定

成果目標について、国の基本方針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。そのうち、市町村において設定する成果目標について、本計画に掲載します。

なお、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量については、第2章以降に定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

項目	国の基本方針
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減

目標値	
令和5年度末までの地域生活移行者数	10人
令和5年度末の施設入所者数	84人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を次に掲げるとおり設定します。

① 成果指標

項目	国の基本方針
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する令和5年度における目標値
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)	令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数
入院中の精神障害者の退院に関する目標値	入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上

目標値	
平均生活日数	316日
1年以上長期入院患者数	65歳以上 117人
	65歳未満 64人
精神障害者の退院に関する目標値	入院後3か月 67%
	入院後6か月 83%
	入院後1年 89%

② 活動指標

種類	R3年度	R4年度	R5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

項目	国の基本方針
地域生活支援拠点	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年一回以上検証、検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 5 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

項目	国の基本方針
一般就労移行者数	令和 5 年までに、令和元年度実績の 1.27 倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和 5 年までに、令和元年度実績の 1.30 倍以上
就労継続支援 A 型における一般就労移行者数	令和 5 年までに、令和元年度実績の 1.26 倍以上
就労継続支援 B 型における一般就労移行者数	令和 5 年までに、令和元年度実績の 1.23 倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の 7 割が就労定着支援事業を利用する。
就労定着支援事業の就労定着率	令和 5 年度における就労定着支援による就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。

目標値	
令和 5 年度までの一般就労移行者数	28 人
令和 5 年度までの一般就労移行者数 (就労移行支援)	6 人
令和 5 年度までの一般就労移行者数 (就労継続支援 A 型)	3 人
令和 5 年度までの一般就労移行者数 (就労継続支援 B 型)	5 人
令和 5 年度における就労定着支援事業の利用者数	3 人
令和 5 年度における就労定着支援事業の就労定着率	80%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援する体制を確保するため、児童発達支援センターや保育園等での専門的な支援体制等、地域支援の在り方を計画的に位置づけます。

また、医療的ケア児についても、事業者と協力して、総合的な支援を行います。

項目	国の基本方針
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者の確保	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

目標値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1箇所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	あり
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者の確保	1箇所
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1箇所(広域的な設置)
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人(広域的な設置)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

① 成果指標

項目	国の基本方針
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和 5 年度末までに、各市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	・総合的、専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導、助言の実施 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 ・地域の相談機関との連携強化への取組

② 活動指標

種類		R3 年度	R4 年度	R5 年度
総合的・専門的な相談支援		○	○	○
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15 件	21 件	33 件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3 件	4 件	5 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	27 回	30 回	30 回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

① 成果指標

項目	国の基本方針
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において、サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

目標値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 - その他の研修への市職員の参加 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の構築

② 活動指標

種類	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	×	○	○

・

第2章 障害福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

〔 施策の方針 〕

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

① 居宅介護

事業概要と現状

主な事業	事業の概要
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由(常に介護が必要)な方に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に必要な介助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動時必要な介助や外出時の移動中の介助等を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障害(常に介護が必要)のある方に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	人/月	実績値	99	95	85(見込)
	時間/月	実績値	1665	1318	1156(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	人/月	見込み	91	93	96
	時間/月	見込み	1495	1528	1674

(2) 日中活動系サービス

〔 施策の方針 〕

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

① 生活介護

事業概要と現状

常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	実人/月	実績	194	203	198(見込)
	延人日/月	実績	3849	4015	3950(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人/月	見込み	200	200	202
	延人日/月	見込み	3980	3980	4000

② 自立訓練（機能訓練）

事業概要と現状

障害のある方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（機能訓練）	実人/月	実績	0	1	1（見込）
	延人日/月	実績	1	1	20（見込）

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	実人/月	見込み	0	1	1
	延人日/月	見込み	0	21	21

③ 自立訓練（生活訓練）

事業概要と現状

障害のある方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（生活訓練）	実人/月	実績	8	4	2（見込）
	延人日/月	実績	108	67	41（見込）

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	実人/月	見込み	4	4	4
	延人日/月	見込み	60	60	60

④ 就労移行支援

事業概要と現状

一般企業への就労を目指す障害のある方等に、働くために必要な知識・能力を向上するための就労訓練の提供や就職活動の支援を一定期間行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	実人/月	実績	24	16	19(見込)
	延人日/月	実績	416	267	321(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	実人/月	見込み	20	25	20
	延人日/月	見込み	376	430	376

⑤ 就労継続支援(A型)

事業概要と現状

一般企業に就労することが難しい障害のある方等に、雇用契約を結んだ上で、就労や生産活動の機会を提供、就労に必要な知識・能力を向上するために必要な支援を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援(A型)	実人/月	実績	14	16	17(見込)
	延人日/月	実績	243	279	284(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	実人/月	見込み	17	17	18
	延人日/月	見込み	310	310	330

⑥ 就労継続支援（B型）

事業概要と現状

年齢や体力等の面で一般企業等で雇用契約を結んで働くことが難しい障害のある方等に、生産活動や就労訓練の機会を提供、就労に必要な知識・能力を向上するために必要な支援を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援（B型）	実人/月	実績	91	95	119（見込）
	延人日/月	実績	1521	1598	2010（見込）

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	実人/月	見込み	115	120	125
	延人日/月	見込み	1950	2100	2250

⑦ 就労定着支援

事業概要と現状

就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した障害のある方等で、就労面や生活面で課題が生じている方等に、課題解決に向けて企業や関係機関等との連絡調整、必要な指導や助言等の支援を一定期間行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	実人/月	実績	2	3	4（見込）

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	実人/月	見込み	3	3	3

⑧ 療養介護

事業概要と現状

医療と常時の介護を必要とする方に、病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	実人/月	実績	9	10	10(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	実人/月	見込み	11	11	11

⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

事業概要と現状

一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所(福祉型)	実人/月	実績	36	36	18(見込)
	延入日/月	実績	428	386	333(見込)
短期入所(医療型)	実人/月	実績	4	4	0(見込)
	延入日/月	実績	18	26	0(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	実人/月	見込み	30	35	35
	延入日/月	見込み	350	360	360
短期入所(医療型)	実人/月	見込み	5	5	5
	延入日/月	見込み	21	21	21

⑩ 自立生活援助

事業概要と現状

施設やグループホームを利用していた障害者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	実人/月	実績	0	0	0(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人/月	見込み	0	0	1

(3) 居住支援・施設系サービス

〔 施策の方針 〕

障害者の障害の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、事業者と協力して、障害者の住まいの確保に努めます。

① 共同生活援助

事業概要と現状

共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	実人/月	実績	86	90	92(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	実人/月	見込み	95	98	102

② 施設入所支援

事業概要と現状

施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護等、その他日常生活に必要な支援を提供するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	実人/月	実績	88	89	87(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実人/月	見込み	86	85	84

(4) 相談支援サービス

〔 施策の方針 〕

相談支援とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」から構成され、「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります

① 計画相談支援

事業概要と現状

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するサービスです。

			第5期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人/月	実績	117	131	132(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和3年度	令和3年度
計画相談支援	実人/月	見込み	135	137	138

② 地域移行支援

事業概要と現状

障害者支援施設等の施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者の、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域移行支援	実人/月	実績	1	0	0(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	実人/月	見込み	1	2	2

③ 地域定着支援

事業概要と現状

居宅において単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、相談支援等を行うサービスです。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域定着支援	実人/月	実績	5	3	3(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	実人/月	見込み	6	7	8

第3章 障害児福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障害児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障害児通所支援

〔 施策の方針 〕

本市では、全ての子どもが健やかに成長するため、子ども部門、保育・教育部門、福祉部門等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう支援します。

〔 算出の方法 〕

第1期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

① 児童発達支援

事業概要と現状

障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービスです。

			第1期計画(障害児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	実人/月	実績	33	32	33(見込)
	延人日/月	実績	131	112	116(見込)

本計画期間の計画値

第2期計画期間では、次のとおり見込みます。。

			第2期計画(障害児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人/月	見込み	37	39	40
	延人日/月	見込み	135	135	140

第3章 障害児福祉サービスの見込みと確保の方策

第1節 障害児福祉サービスの実績と見込み

② 医療型児童発達支援

事業概要と現状

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。

			第1期計画(障害児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療型児童発達支援	実人/月	実績	0	0	0(見込)
	延人日/月	実績	0	0	0(見込)

本計画期間の計画値

第2期計画期間では、次のとおり見込みます。。

			第2期計画(障害児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	実人/月	見込み	0	1	1
	延人日/月	見込み	0	2	2

③ 放課後等デイサービス

事業概要と現状

在学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービスです。

			第1期計画(障害児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等デイサービス	実人/月	実績	62	68	58(見込)
	延人日/月	実績	770	893	926(見込)

本計画期間の計画値

第2期計画期間では、次のとおり見込みます。。

			第2期計画(障害児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	実人/月	見込み	75	75	80
	延人日/月	見込み	940	950	960

④ 保育所等訪問支援

事業概要と現状

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うサービスです。

			第1期計画(障害児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援	実人/月	実績	0	0	0(見込)
	延人日/月	実績	0	0	0(見込)

本計画期間の計画値

第2期計画期間では、次のとおり見込みます。。

			第2期計画(障害児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	実人/月	見込み	15	18	20
	延人日/月	見込み	15	18	20

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

事業概要と現状

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

			第1期計画(障害児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	実績	0	0	0(見込)
	延人日/月	実績	0	0	0(見込)

本計画期間の計画値

第2期計画期間では、次のとおり見込みます。。

			第2期計画(障害児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	見込み	0	1	1
	延人日/月	見込み	0	1	1

(2) 障害児相談支援

〔 施策の方針 〕

障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連携を図ります。また、サービス等の利用状況の検証を行い、適切なサービス提供を図ります。

① 障害児相談支援

事業概要と現状

障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

			第1期計画(障害児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	実人/月	実績	23	31	30(見込)

本計画期間の計画値

第2期計画期間では、次のとおり見込みます。。

			第2期計画(障害児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実人/月	見込み	32	34	35

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援

事業概要と現状

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

自立支援協議会の構成市と連携し、計画期間内の設置を目指します。

			第1期計画(障害児福祉計画)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
コーディネーター配置人数	実人/月	実績	0	0	0

本計画期間の計画値

第2期計画期間では、次のとおり見込みます。。

			第2期計画(障害児福祉計画)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター配置人数	実人/月	見込み	0	1	1

第4章 地域生活支援事業の見込み

第1節 必須事業

(1) 地域生活支援事業

〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の事業の1つとして、障害者がある有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を行います。

また、本事業は、地域や利用者の実情に応じて市町村と都道府県が協力して実施する事業となっていることから、本市では、市独自の事業推進を図るとともに、県が実施する事業との連携を図ります。

なお、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置づけられています。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

① 理解促進研修・啓発事業

事業概要と現状

一般市民向けに実施し、法律の周知と障害者への理解を促しています。

事業実施の方針

地域住民に対して、障害者への理解を深めるための研修や啓発活動などを行い、今後も、より広く市民の理解を促すように継続して実施します。

(ア) 市民講座の開催

障害を理解するために、市民を対象に市民講座を開催します。また、その中で、興味・関心のある市民には、ボランティア養成やフォローアップ講座への参加を呼びかけます。

(イ) 障害教育の充実

障害者が地域社会に受け入れられやすくなるように障害教育の充実を図ります。

(ウ) 地域活動の充実

障害者と触れ合い、「障害」への理解が促進されることで、障害者が参加しやすいような地域活動を行います。

② 自発的活動支援事業

事業概要と現状

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者自身、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

事業実施の方針

本市では未実施ですが、今後、他事業との関連性をみながら、実施に努めます。

③ 相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業

事業概要と現状

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、以下のような相談支援機能の強化を図ります。

- (ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- (イ) 地域自立支援協議会の設置
- (ウ) 相談体制の充実
- (エ) 医療連携の強化

さらに今後、体制を強化し、機能の充実を図り、障害者及び精神疾患を有する者に対する情報を共有化することにより、連携を図り相談に応じます。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
市町村相談支援機能強化事業	実施	実績	1	1	1
基幹相談支援センター	設置数	実績	1	1	1

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村相談支援機能強化事業	実施	見込み	1	1	1
基幹相談支援センター	設置数	見込み	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

事業概要と現状

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、権利擁護を図ることを目的として成年後見制度の利用を支援します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	実施	実績	3	1	3(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施	見込み	5	5	5

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業概要と現状

障害者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

事業実施の方針

知的・精神障害者を中心に、今後、相談案件ごとにニーズを掘り起こし、利用促進に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業（手話奉仕員養成研修事業含む）

事業概要と現状

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者、または利用者からの申請により、市登録の手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、庁舎内及び派遣先での手話通訳、手話派遣事業の調整事務、その他意思疎通支援事業に関する業務を行う専任手話通訳者を配置します。

また、聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者	実績	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置人数	実績	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	受講者	実績	12	6	0(新型コロナウイルス感染症対策により中止)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者	見込み	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置人数	実績	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	受講者	見込み	15	15	15

⑦ 日常生活用具給付等事業

事業概要と現状

日常生活を営む上で著しい障害のある人に対し、排泄管理支援用具、入浴補助用具や視覚障害者用拡大読書器等を給付しています。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付等事業	件数	実績	2093	2100	2174(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	件数	見込み	2200	2200	2200

⑧ 移動支援事業

事業概要と現状

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で、原則として1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行います。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	利用者	実績	30	41	45(見込)
	延時間/年	実績	4511h	4483h	4920h(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者	見込み	50	52	54
	延時間/年	見込み	5450h	5668h	5886h

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

事業概要と現状

地域活動支援センターでは、在宅の障害者が、地域で自立した日常生活をまたは社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場として、日中活動の場を提供しています。

また、事業形態は、目的によって、下記のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれています。

種別	内容
Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、社会との交流、地域の住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発の事業を実施します。
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴や食事、レクリエーション等のサービスを通じ自立支援を高める事業を実施します。
Ⅲ型	地域の障害のある方のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上あって安定的な運営が図られている小規模作業所の支援を充実させるための事業を実施します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
センター機能強化事業	箇所数	実績	2	2	2

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

箇所数			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
センター機能強化事業	箇所数	見込み	2	2	2

第2節 その他の事業

(1) 任意事業

〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業のうち「その他の事業」は、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得・改造助成などは市町村の裁量による任意事業となるため、本市においても独自事業として実施しています。必須事業同様に、利用者ニーズを勘案し、適宜サービス内容の検討・実施を進めています。

〔 算出の方法 〕

第5期期間である平成30年度から令和2年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整を行いました。

① 訪問入浴サービス事業

事業概要と現状

居宅において常に臥床（がしょう）し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の寝たきりの心身障害者（手帳所持者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	利用者	実績	9人	9人	9人(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用者	見込み	10	10	10

② 日中一時支援事業

事業概要と現状

障害者の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、一時的な見守り等の支援が必要と認められる障害者に対し、日中における活動の場を確保し、見守り・社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行います。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業 (日中支援型)	利用者	実績	81人	87人	70人(見込)
日中一時支援事業 (デイサービス型)	利用者	実績	18人	22人	28人(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業 (日中支援型)	利用者	見込み	90	95	100
日中一時支援事業 (デイサービス型)	利用者	見込み	32	35	38

③ 更生訓練費給付事業

事業概要と現状

自立生活及び就労に向けて訓練を受けている方で、一定の所得要件を満たす場合に、その訓練を効果的に受けられるよう必要な経費(消耗品費等)や、通所のための経費を支給します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
更生訓練費給付事業事業	利用者	実績	0	0	0

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業事業	利用者	見込み	2	2	2

④ 知的障害者職親委託事業

事業概要と現状

知的障害者の自立更生を図るため、自治体に職親登録している事業経営者個人（職親）に一定期間預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障害者職親委託事業	利用者	実績	2	2	2(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者職親委託事業	利用者	見込み	2	2	2

⑤ 障害者自動車運転免許取得助成事業

事業概要と現状

身体障害者・知的障害者・精神障害者で免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる方に対し、自動車運転免許の取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査費、教習料、検定料、仮免許取得料その他必要経費）の一部を助成します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
運転免許取得助成事業	利用者	実績	3	3	3(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
運転免許取得助成事業	利用者	見込み	3	3	3

⑥ 障害者自動車改造費助成事業

事業概要と現状

重度の身体障害者が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の一部を改造する必要がある場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

			第5期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自動車改造費助成事業	利用者	実績	1	0	3(見込)

本計画期間の計画値

第6期計画期間では、次のとおり見込みます。

			第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	利用者	見込み	3	3	3

第4章 地域生活支援事業の見込み
第2節 その他の事業

〈資料〉

第1章 審議・会議等に係る資料.....	
----------------------	--

第 1 章 審議・会議等に係る資料

香取市第 3 次障害者基本計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画

発行年月：令和 3 年 3 月

発行編集：福祉健康部 社会福祉課 障がい者支援班

所在地：〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地（市役所 1 階）

電話：0478-50-1252